

倫理規程

<前 文>

株式会社イノP（以下「当法人」という。）の経営に関しては、厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、それを遵守するものとした。

当法人のすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、本規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

<本 文>

（組織の使命及び社会的責任）

第1条 当法人は、その設立目的に従い、（鳥獣被害に伴う中山間地域の衰退）に関連する社会の諸課題の解決とそのための自律的かつ持続的な仕組みの構築をめざす重大な責務を負っていることを十分認識して、事業運営に当たらなければならない。

（社会的信用の維持）

第2条 当法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第3条 当法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

（法令等の遵守）

第4条 当法人は、関連法令、及び当法人の定款、倫理規程、その他の規程、内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

（私的利益追求の禁止）

第5条 当法人の役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

（利益相反等の防止及び開示）

第6条 当法人の役職員は、その職務の執行に際し当法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他当法人が定める所定の手続きに従わなければならない。

（特別の利益を与える行為の禁止）

第7条 当法人の役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第8条 当法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 当法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(連携)

第10条 当法人は、当法人の活動に関連する団体その他関係者が、社会の諸課題の解決とそのための方自律的かつ持続的な仕組みの構築をともにめざす対等なパートナーであるとの認識の下で連携に努めなければならない。

(研鑽)

第11条 当法人の役職員は、社会課題解決に向けての活動促進に関する情報収集及びその分析を行い、絶えず自己研鑽に努めなければならない。また、社会の変革に向けてチャレンジ精神を持って業務に当たらなければならない。

(規程遵守の確保)

第12条 当法人は、必要あるときは、経営会議の決議に基づき委員会を設置し、本規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改廃)

第13条 本規程の改廃は、経営会議の決議を経て行う。

附則

本規程は、令和4年4月1日から施行する。(令和4年4月1日経営会議決議)